

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

城里町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧常北町地域

#### (1) 現況

本地域は、西から東に丘陵性山地、台地、沖積地となっており、水戸市に隣接する地域でありながら自然の多く残る地域である。生産される農作物のうち、古内茶、コヶッコー米、しろさとトマトが町のブランド推奨品として認定されており、地域農業の普及を図っている。また、中山間地域に位置することから平場地域との生産条件格差の補正、担い手の高齢化による負担増から集落共同活動や水路等の管理の補助、環境に配慮した農業の実践などに取り組んでいく必要がある。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧桂村地域

#### (1) 現況

本地域は、那珂川流域の平坦地帯と八溝山系に連なる台地に分かれており、平坦地帯は水利に恵まれた農村地域である。現在米やきゅうり、地域の特色を生かした赤ねぎなどの栽培が盛んに行われている。また、中山間地域に位置することから平場地域との生産条件格差の補正、担い手の高齢化による負担増から集落共同活動や水路等の管理の補助、環境に配慮した農業の実践などに取り組んでいく必要がある。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧七会村地域

#### (1) 現況

本地域は、山林が多く占める中山間地域である。藤井川や塩子川などからの良質な

水資源を活用した稲作経営や、中山間地域の特色を生かしたそば、茶などの生産が行われている。特に、町ブランド推奨品であるななかいの里コシヒカリはいばらきエコ農産物として認証され、環境に配慮した米づくりを実施している。また、中山間地域に位置することから平場地域との生産条件格差の補正、担い手の高齢化による負担増から集落共同活動や水路等の管理の補助、環境に配慮した農業の実践などに取り組んでいく必要がある。

## (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧常北町区域	法第3条第3項第各号に掲げる事業
②	旧桂村区域	法第3条第3項第各号に掲げる事業
③	旧七会村区域	法第3条第3項第各号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等について、以下のとおり定める。

### (1) 対象農用地の基準

#### ・対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定農山村地域（旧七会村全域）過疎地域（旧七会村全域）振興山村地域（旧七会村全域）知事特認地域（旧常北町・旧桂村全域）

#### イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 $1/20$ 以上、畑、草地及び採草放牧地 $15$ 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 $70\%$ 以上の地域の草地

（エ）町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（田 $1/100$ 以上 $1/20$ 未満、畑、草地及び採草放牧地 $8$ 度以上 $15$ 度未満）

b 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 $40\%$ 以上、耕作放棄率：田 $8\%$ 以上、畑（草地含む。） $15\%$ 以上の農地

（オ）県知事が地域の実態に応じて指定する地域

#### （2）集落協定の共通事項

1) 連携する未実施集落の農用地面積が $1\text{ha}$ 未満である場合において、農用地面積が $0.8\text{ha}$ 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、 $1\text{ha}$ 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね $50$ 戸に満たない場合において、協定参加者数が $30$ 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携促進加算措置の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね $50$ 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

#### （3）対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、 $5$ 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 耕作、農用地管理等を行うもの（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

2) 農業従事者一人当たりの所得が茨城県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得

を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

- 3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、城里町の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。